

新潟市区自治協議会条例

(設置)

第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の地域の課題（以下「地域課題」という。）に取り組み，住民自治の推進を図るため，区ごとに区自治協議会を置く。

2 区ごとに置く区自治協議会の名称は，別表に掲げるとおりとする。

(組織)

第2条 区自治協議会は，委員30人（人口（地方自治法（昭和22年法律第67号）第254条に規定する人口をいう。）が10万人を超える区にあっては，そのを超える数1万人ごとに1人を30人に加えた人数）以内で組織する。

2 市長は，次の各号のいずれかに該当するもののうちから区長が推薦した者を委員として委嘱する。

(1) 区内の地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民又は所在する自治会，町内会その他公共的団体等で構成された地域課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）及び区内の複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織その他の市長が別に定める団体（次号において「地域コミュニティ協議会等」という。）がその構成員のうちから選出する者

(2) 区内の公共的団体等（地域コミュニティ協議会等を除く。）がその構成員のうちから選出する者

(3) 前2号に掲げる者のほか，区内（区長が特に認める場合にあっては，市内）に住所を有する者で，区長が必要と認めたもの

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は，2年とする。ただし，増員，辞職等に伴い，他の委員の任期の途中で新たに委嘱されることとなる委員の任期は，他の委員の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 委員は，次に掲げる事由に該当することとなったときは，その職を失う。

(1) 前条第2項第1号又は第2号に該当する者として委嘱された者がその選出した団体の構成員でなくなったとき。

(2) 前条第2項第3号に該当する者として委嘱された者が区民（区長が特に認める場合として委嘱された者にあっては，市民）でなくなったとき。

(委員の解任)

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(会長及び副会長)

第5条 区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 区自治協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長又は副会長を解任することができる。

(区自治協議会の役割)

第6条 区自治協議会は、区民等（区内に住所を有する者及び区内で活動する団体をいう。以下この項において同じ。）と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めるものとする。

- 2 区自治協議会は、区の地域課題のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(市長等の責務)

第7条 市長は、次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画（区に関するものに限る。）に関する事項
- (2) 区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
- (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

- 2 市長その他の市の機関は、前条第2項及び前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招

集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第10条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(連絡調整)

第11条 区自治協議会は、規則で定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。

(庶務)

第12条 区自治協議会の庶務は、当該区自治協議会が置かれる区の区役所で処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、区自治協議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第82号)

この条例中第3条第2項の改正規定、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第5条第2項の改正規定、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定及び第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定は平成27年4月1日から、第1条第1項の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平

成 2 6 年法律第 4 2 号) の施行の日から施行する。

附 則(平成 3 0 年条例第 4 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第 2 条第 2 項の規定による委員の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市区自治協議会条例の規定の例により行うことができる。

別表 (第 1 条関係)

名称
北区自治協議会
東区自治協議会
中央区自治協議会
江南区自治協議会
秋葉区自治協議会
南区自治協議会
西区自治協議会
西蒲区自治協議会